

新旧対照表（案）

○予算委員会傍聴取扱要領

新	旧
2 傍聴人等の定義 (1) この要領に定める傍聴人は、議員及び神奈川県議会傍聴規則第7条に規定する傍聴記章を貸与された報道関係者<u>以外の者で、</u>委員会の傍聴をする者（以下「傍聴人」という。）をいう。 (2) （略） 4 傍聴の申込み (1) （略） (2) <u>前号</u>の申込みが定員に満たない場合には、<u>委員会当日</u>に申し込むことができる。 7 傍聴することができない者 次の者は、傍聴することができない。 (1) 銃器、棒その他人に危害を加える<u>おそれ</u>のある物を携帯している者 (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、幕、たすきその他の委員会が招集された場所（以下「会議場」という。）に現在する者に対して<u>威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> （削除） (3) <u>双眼鏡の類を携帯している者</u> （削除） (4) <u>前3号に規定する物のほか、委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u> (5) <u>酒気を帯びていると認められる者</u> (6) <u>その他委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</u> 8 傍聴人の守るべき事項 傍聴人は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。 (1) <u>静粛にすること。</u>	2 傍聴人等の定義 (1) この要領に定める傍聴人は、議員及び神奈川県議会傍聴規則第7条に規定する傍聴記章を貸与された報道関係者<u>以外で</u>委員会の傍聴をする者（以下「傍聴人」という。）をいう。 (2) （略） 4 傍聴の申込み (1) （略） (2) <u>前項</u>の申込みが定員に満たない場合には、<u>開会当日</u>に申し込むことができる。 7 傍聴することができない者 次の者は、傍聴することができない。 (1) 銃器、棒その他人に危害を加える<u>恐れ</u>のある物を携帯している者 (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、<u>垂れ幕、かさの類を携帯している者</u> (3) <u>鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u> (4) <u>ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話機を除く。）、防犯ブザー、パーソナルコンピュータ、録音機、ビデオカメラ、写真機、双眼鏡の類を携帯している者</u> (5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</u> （新規） (6) <u>酒気を帯びていると認められる者</u> (7) <u>その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると明らかに認められる者</u> 8 傍聴人の守るべき事項 傍聴人は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。 (1) <u>委員会における発言に対して賛否を表明し、又</u>

(2) <u>会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u> (削除) (3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u> (4) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (削除) (削除) (5) <u>その他会議場の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。</u> 9 <u>写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止</u> 傍聴人は、<u>傍聴席において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、理事会の許可を得た場合は、この限りでない</u> 11 <u>違反に対する措置</u> (1) <u>傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退場を命ずることができる。</u> (2) <u>前号の規定により退場を命ぜられた者は、直ちに傍聴券を係員に返還して退場しなければならない。</u> (3) (削除)	<u>は拍手をしないこと。</u> (2) <u>雑談したり、大声を出すなど騒がないこと。</u> (3) <u>帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。</u> <u>ただし、病気その他の理由により、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。</u> (4) <u>携帯電話機については、使用できないよう電源を切ること。</u> (5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (6) <u>特別な事情がない限り席を離れないこと。</u> (7) <u>品位をみだす行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> (8) <u>その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u> 9 <u>写真、映画等の撮影及び録音の許可</u> 傍聴人は、<u>映画、ビデオ、写真等を撮影し、又は録音をしてはならないが、あらかじめ委員会理事会（以下「理事会」という。）において許可された場合は、この限りでない。</u> 11 <u>違反に対する措置</u> (1) <u>委員長は、傍聴人がこの要領に違反したときはこれを制止し、その制止に従わないときは、傍聴人に退場を命ずることができる。</u> (2) <u>前項の規定により退場を命じられた者は、直ちに傍聴券を係員に返還して退場しなければならない。</u> (3) (1)の規定に従わない者に対し、委員長は、保安員等に命じ退場させることができる。
---	---

様式 2

予算委員会傍聴申込者名簿（ 月 日）

番号	氏 名	住 所
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		

様式 2

予算委員会傍聴申込者名簿（ 月 日）

番号	氏 名	住 所
<u>1</u>		
<u>2</u>		
<u>3</u>		
<u>4</u>		
<u>5</u>		
<u>6</u>		
<u>7</u>		
<u>8</u>		
<u>9</u>		
<u>10</u>		
<u>11</u>		
<u>12</u>		
<u>13</u>		
<u>14</u>		
<u>15</u>		
<u>16</u>		
<u>17</u>		
<u>18</u>		
<u>19</u>		
<u>20</u>		

様式 3

(表)

傍 聴 券

神 奈 川 県 議 会 予 算 委 員 会

(裏)

傍聴上の注意事項

1 傍聴に際しては、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

(1) 静粛にすること。

(2) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

(削除)

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(5) その他会議場の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

2 写真、映画等の撮影又は録音等はしないでください。

3 退場を指示されたときは、速やかに退場してください。

このほか、傍聴について不明の点がありましたら係員にお尋ねください。

様式 3

(表)

傍 聴 券

神 奈 川 県 議 会 予 算 委 員 会

年 月 日

(裏)

傍聴される方へ（お願い）

1 傍聴に際しては、次の事項を守ってください。

(1) 委員会における発言に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。

(2) 雑談したり、大声を出すなど騒がないこと。

(3) 帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。

(4) 携帯電話機については、使用できないよう電源を切ること。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 特別な事情がない限り席を離れないこと。

(7) 品位をみだす行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(8) 写真等の撮影又は録音はしないこと。

(9) 係員の指示に従うこと。

(10) 委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(新規)

2 退場を指示されたときは、速やかに退場してください。

このほか、傍聴について不明の点がありましたら係員にお尋ねください。